

物件売買契約書（案）

令和 年 月 日

甲 契約担当者 住 所 秋田県秋田市山王四丁目1番2号
氏 名 秋田県秋田地域振興局長 小林 栄幸

乙 契約者 住 所
商号又は名称
氏 名

次の物件の売買について、秋田県財務規則を遵守のうえ契約を締結し、その証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

1 契約金額 ¥ _____
うち取引に係る消費税額
及び地方消費税額 ¥ _____

2 物件名、規格・品質等

品名	規格・品質	数量	単位	金額（円）
デリネーター	土中用	50	本	
デリネーター	縁石用	100	本	
ゴムパッキン	デリネーター（縁石用）用	100	個	
カーブミラー(本体)	丸型 φ800(アクリル)	3	基	
ラバーポール	貼付式(固定式) φ80×800	50	本	
消費税及び地方消費税				
合計				

3 納入期限 令和8年3月27日（金）

4 納入場所 秋田県秋田地域振興局建設部向浜建設機械格納庫
（秋田県秋田市向浜一丁目2-2）

5 契約保証金 ¥ 〇〇〇,〇〇〇 —
秋田県財務規則第178条第〇号の規定により免除（※免除の場合）

6 特別契約事項 以下に記載のとおり。

(納入及び検査)

第1条 乙は、物品を納入しようとするときは、その旨を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は前項の通知を受けた日から10日以内に、乙の立ち会いのもとに検査を行い、検査に合格したものについては、その引渡しを受けるものとする。
- 3 乙は、前項の検査において不合格となった場合は、すみやかに代品と取り替えて再検査を受けなければならない。この場合においては、前2項の規定を準用する。
- 4 乙は、あらかじめ甲の承認を得た場合においては、物品を分納することができる。この場合においては、第1項から第3項までの規定を準用する。
- 5 甲は納入物品の検査において交換させる必要のあるときは、その翌日から再度検査に合格した日までの日数を遅滞日数として履行遅滞違約金を徴収する。
この場合において、第6条の規定を準用する。

(代金の支払い)

第2条 甲は、物品の引渡しを受けた後において、乙の適法な支払請求書を受領した日から30日以内に代金を支払うものとする。

(危険負担)

第3条 第1条第2項から第4項までの引渡し前に生じた物品についての損害は乙の負担とする。ただし、甲の責に帰すべき理由による場合は甲の負担とする。

(契約不適合責任)

第4条 乙は、納入した物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、その修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の責めを負うものとする。ただし、甲の指示により生じたものであるときは、この限りでない。

- 2 乙が前項に規定する履行の追完に応じないときは、甲は、相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、その契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。
- 3 前2項の場合において、甲がその契約不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、前2項の請求をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(納入期限の延長)

第5条 甲は、次の各号の一に該当すると認めるときは、納入期限を延長することができる。

- (1) 乙が天災その他不可抗力による理由により、納入期限内に契約を履行することができないとき。
- (2) 乙が自己の責に帰する理由により、納入期限内に契約を履行することができないとき。

- 2 前項各号の場合においては、乙は甲に対し遅滞なくその理由を付した書面により、納入期限内に、その延長を求めなければならない。
- 3 納入期限の延長日数は、書面をもって定めるものとする。

(履行遅滞)

第6条 甲が、前条第1項第二号の規定により、納入期限の延長を承認したときは、乙は、規定の納入期限の翌日から納入の日までの日数（検査に要した日数を除く。）に応じ、次の式により起算して得た額を違約金として甲に支払わなければならない。

$$\text{契約金額（分納した場合は、遅滞に係る額）} \times \frac{\text{遅滞日数} \times 2.5\%}{365}$$

(権利又は義務の譲渡等)

第7条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(契約の解除)

第8条 甲は、次の各号の一に該当する場合には、この契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 乙がこの契約の条項に違反したとき。
 - (2) 乙が物件を納入期限内に指定の場所へその数量を納品しないとき、又は納入する見込みがないと認められるとき。
 - (3) 乙から契約解除の申出があったとき。
 - (4) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (5) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (6) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 2 乙は、前項の規定により契約が解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。この場合において、乙が既に納入した物品があるときは、乙は、契約金額から既に納入した物品の数量に単価を乗じて得た金額を控除した金額の100分の10に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、乙が契約保証金を納付しているときは、甲は、その契約保証金を違約金に充当するものとし、契約保証金の額が違約金の額を超える場合はその超える額を乙に返還するものとする。

(契約保証金の返還)

第9条 甲は、乙がこの契約の全部について履行したときは、契約保証金を返還するものとする。

(費用の負担)

第10条 物品の納入及び検査に要する費用（不合格品の引き取りに要する費用を含む。）は、すべて乙の負担とする。

(その他)

第11条 この契約について定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。